

亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第34条第3項の規則で定める勤務は、<u>同条第1項の勤務</u>に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>2 条例第34条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）亀山市職員の管理職手当に関する規則（平成17年亀山市規則第22号。以下「管理職手当規則」とい</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第34条第3項<u>第1号</u>の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>2 条例第34条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）亀山市職員の管理職手当に関する規則（平成17年亀山市規則第22号。以下「管理職手当規則」とい</p>

<p>う。) 第2条第1号から第3号までに掲げる職 8,000円</p> <p>[(2) 及び (3) 略]</p> <p>第3条 条例第34条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 管理職手当規則第2条第1号から第3号までに掲げる職 4,000円</p> <p>[(2) 及び (3) 略]</p> <p>2 <u>次に掲げる場合には、条例第34条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u></p> <p>(1) <u>条例第34条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> <p>(2) <u>条例第34条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u></p>	<p>う。) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる職 8,000円</p> <p>[(2) 及び (3) 略]</p> <p>第3条 条例第34条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 管理職手当規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる職 4,000円</p> <p>[(2) 及び (3) 略]</p> <p>2 <u>条例第34条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員（条例第33条第1項に規定する管理職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。